

2017 年 10 月 18 日

各位

オリックス自動車株式会社

貸渡約款の改定について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2017 年 11 月 1 日より、「カーシェアリングシステム貸渡約款」を下記の通り改定することとなりましたのでご案内申し上げます。

今後ともサービスの向上を図ってまいりますので、引き続き、オリックスカーシェアをお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■改定日

2017 年 11 月 1 日（水）

■主な改定内容

- ①運転者の交代範囲の拡大 / 運転者の交代範囲を同一契約者限定から、
オリックスカーシェア会員さま全員に拡大いたしました。（第 26 条）
- ②予約変更の回数制限 / 1 つの予約に対し変更手続き回数の上限を 30 回とします。
変更手続き 1 回とは、11/2(木)7:00~8:00 のご予約を
11/3(金)6:00~6:30 に変更する等で、数件の予約変更回数を合算する
ものではありません。キャンセル・延長は含みません。（第 12 条 2 項）
- ③IC カード再発行時の有料化 / I C カード再発行時の有料化を追記いたしました。（第 16 条 5 項）
- ④禁止行為の追加 / 禁止事項にペット同乗、石油類持込、喫煙等を追記いたしました。
（第 25 条 （7）（8）（9）（10））
- ⑤煙感知器の導入 / タバコの煙をはじめとする空気の汚れを測定・検知し、リアルタイムに車内アナウンス
することで、注意喚起するとともに、カーシェアリング管理センターでも車内の汚れを
検知・記録することが出来る装置を一部の車両に導入いたしました。（第 32 条）

■改定内容の新旧比較表

[こちら](#)

■新しい貸渡約款（2017 年 11 月 1 日改定）の全文

[こちら](#)

以上